

たかまつ労政だより

《 編集・発行 》
高松市 創造都市推進局
産業経済部 産業振興課
高松市番町一丁目8番15号
TEL 839-2411
FAX 839-2440

2020年 7月号 No.132

令和2年度 全国安全週間がはじまります

実施期間：令和2年7月1日(水)～7日(火)

「エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減」

全国安全週間は、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱している活動です。

香川労働局では、県市町をはじめ各関係団体等との連携・協働により、関係各界における安全意識の高揚と事業場における自主的な安全管理活動の促進を図り、労働災害防止を推進することとしています。

また香川県では、令和元年の死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、60歳以上の死傷災害の割合は増加傾向にあります。

厚生労働省では高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしています。

各職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着に取り組んでいただくよう、御協力をお願いします。

問い合わせ先：香川県労働局労働基準部健康安全課 087-811-8920

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者様へ

＜高松市融資制度のご案内＞

緊急経営安定対策特別融資

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高が減少している場合、**実質無利子・無担保！**

保証料全額補給

＜完済後＞

6年間利子補給

1.8%相当分

据置期間6カ月

連帯保証人

原則不要

＜融資対象者＞高松市内の小規模事業者 ＜融資金額＞500万円以内

＜資金の用途＞運転資金 ＜融資期間＞6年以内

＜お申込みは取扱金融機関へ＞

香川銀行 香川県信用組合 高松信用金庫

百十四銀行 阿波銀行 伊予銀行

四国銀行 中国銀行

詳しくは高松市のホームページをご確認ください

高松市緊急経営安定対策特別融

検索



＜お問い合わせ＞高松市産業振興課 087-839-2411

◆◆◆ 事業主の皆さまへ ◆◆◆

～不妊治療と仕事の両立支援について～

近年の晩婚化などを背景に、不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられますが、厚生労働省が行った調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず16%の方が離職をしています。

こうしたことを受け、現在、さまざまな企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっています。そうした職場づくりによって、離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材をひきつけることなどにつながり、企業にとっても大きなメリットがあるはずです。

一方で、不妊や不妊治療に関することは、その社員のプライバシーに属することであり、取り組みに当たってはプライバシーの保護にも配慮する必要があります。

不妊治療と仕事の両立支援のための職場環境づくりに向け、厚生労働省が作成した、

● 事業主・人事部門向け

「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」、

● 「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」

～不妊治療を受ける方と職場で支える同僚の皆さんのために～

をぜひご活用ください。

⇒マニュアル、ハンドブックは、厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>) からダウンロードできます。

《 不妊治療についてのミニ知識 》

○2017年に日本では56,617人が生殖補助医療により誕生しています。

(全出生児(946,065人)の6.0%、約16.7人に1人の割合)

(出典：生殖補助医療による出生児数：公益社団法人日本産婦人科学会「ARTデータブック(2017年)」、全出生児数：厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(確定数)」)

○日本では、不妊を心配したことがある夫婦は35.0%(夫婦全体の2.9組に1組の割合)、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(又は現在受けている)夫婦は18.2%(夫婦全体の5.5組に1組の割合)

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「2002年社会保障・人口問題基本調査」、「2005年社会保障・人口問題基本調査」、「2010年社会保障・人口問題基本調査」、「2015年社会保障・人口問題基本調査」)



🌸 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について 🌸

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。【本措置の対象期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日】

☛ 詳細は、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11129.html)をご覧ください☆